

幸手市建設工事に係る最低制限価格制度試行要綱

平成27年11月30日告示第216号
改正 平成30年3月30日告示第63号
令和4年3月1日告示第23号
令和5年3月1日告示第26号

(目的)

第1条 この要綱は、市が一般競争入札又は指名競争入札（以下単にこれらを「入札」という。）における最低制限価格の取扱いを定めることにより、もって当該入札の内容に適合した履行の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10第2項（政令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により定める価格をいう。
- (2) 指名競争入札 政令第167条に規定する指名競争入札
- (3) 公告 政令第167条の6第1項の規定により公告する一般競争入札の公告をいう。
- (4) 指名通知 政令第167条の12第2項の規定により通知する指名競争入札の参加者の指名に係る通知をいう。

(対象工事)

第3条 最低制限価格を設ける建設工事（以下「対象工事」という。）は、設計価格が1,000万円以上の建設工事とする。ただし、次の各号に掲げる建設工事は除く。

- (1) 単価契約によるもの
- (2) 総合評価方式によるもの

(最低制限価格の算定方法)

第4条 最低制限価格を採用して入札を実施するときは、最低制限価格を設定するものとする。

2 最低制限価格は、対象工事の予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）の算出基礎となった次の各号に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が当該予定価格の10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、特別な対象工事等のため、前項の算定方法により難しいときは、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額から10分の9.2を乗じて得た額までの範囲内で当該最低制限価格を定めるものとする。

4 前2項の規定により算出した最低制限価格に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(最低制限価格の記載)

第5条 対象工事に係る最低制限価格を設定したときは、最低制限価格書にこれを記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 この要綱の規定により最低制限価格を設けるときは、公告、指名通知その他適宜の方法により周知するものとする。

(入札の執行)

第7条 入札執行者は、入札の執行に際して、最低制限価格が設定されている旨を告知するものとする。

2 入札執行者は、開札の結果、最低制限価格を下回る価格で入札をした者がある場合は直ちにその者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者があるときは、これらの者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

3 入札執行者は、前項の開札において、最低制限価格以上の価格をもって入札した者が存在しないときは、入札者に対して落札者がいない旨を告げ、当該入札を終了するものとする。

(最低制限価格の公表)

第8条 最低制限価格の公表は、前条第2項の入札執行後に行うものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか最低制限価格の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行われる公告又は指名通知をする入札に付する建設工事から適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知をする入札に付する建設工事については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月30日告示第63号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告又は指名通知をする入札に付する建設工事から適用し、施行日

前に行われた公告又は指名通知をする入札に付する建設工事については、なお従前の例による。

附 則（令和４年３月１日告示第２３号）
（施行期日）

- 1 この告示は、令和４年４月１日から施行する。
（適用区分）
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告又は指名通知をする入札に付する建設工事から適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知をする入札に付する建設工事については、なお従前の例による。

附 則（令和５年３月１日告示第２６号）
（施行期日）

- 1 この告示は、令和５年４月１日から施行する。
（適用区分）
- 2 この告示の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる公告又は指名通知をする入札に付する建設工事から適用し、施行日前に行われた公告又は指名通知をする入札に付する建設工事については、なお従前の例による。